

令和3年度定期監査及び財政援助団体等監査の結果（概要）

1 実施した監査

収入事務、支出事務、財産管理事務その他の財務事務及び財政援助団体等の財政的援助に係る出納その他の事務が、法規性、経済性、効率性及び有効性の視点から適正に行われているか監査を行った。

2 監査の対象

定期監査(10 部署)

収入事務、支出事務、財産管理事務その他の財務事務

会計課、総合政策部、総務部、産業経済部、市立病院事務部、上下水道部、消防本部、農業委員会事務局、公平委員会事務局、議会事務局

財政援助団体等監査(5 部署が所管する 29 団体)

財政援助団体等の財政的援助に係る出納その他の事務

総合政策部 (11)、総務部 (1)、産業経済部(12)、市立病院(4)、農業委員会事務局 (1)

3 監査の方法

令和2年4月1日から施行した苫小牧市監査基準（令和2年3月18日決定）に基づき、監査の対象に係るリスクの内容、生じる可能性、影響等を評価し、リスクの高い事務処理を重点項目として監査を行った。

4 監査の結果

支出事務に関連して2件の指摘を行った。

5 指摘事項

(1) 支出事務（支出に係る事務を適正に行うべきもの）

仕様の変更があつたにもかかわらず、契約を変更しなかつたため、契約金額よりも過大な支出となつたもの、相手方からの誤つた請求金額をそのまま支出したため、契約金額より過少な支出となつたものが見られた。

(2) 支出事務（時間外・休日勤務命令簿の様式が適正でないもの）

時間外・休日勤務命令簿の様式改正後も古い様式の命令簿を使用し続けていた。